

「教育大綱」の法的位置づけ等について

令和 3 年 1 0 月 2 2 日
総 合 政 策 課

1 法律上の位置づけ

区分	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号)	教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号)
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 第 1 期計画（平成 20 年 7 月 1 日 閣議決定）平成 20～平成 24 年度 第 2 期計画（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）平成 25～平成 29 年度 第 3 期計画（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）平成 30～令和 4 年度	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

[関係法令抜粋]

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号） （大綱の策定等） 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。 ○教育基本法（平成 18 年法律第 120 号） （教育振興基本計画） 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 大綱に関する文部科学省の考え方 （平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省初等中等教育局長 通知）

(1) 定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、

地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。

○ 大綱の対象期間については、4年から5年程度を想定している。

(2) 教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

3 本市の教育大綱と教育振興基本計画の策定状況

【教育振興基本計画】

策定年月：平成24年10月

計画期間：基本構想 平成24年度から令和3年度まで

基本施策（前期）平成24年度から平成28年度まで

（後期）平成29年度から令和3年度まで

※令和3年度から次期計画の改定作業着手

【教育大綱】

「教育に関する大綱」について、本市においては米子市教育振興基本計画をもって大綱に代えているところ。

〔経緯〕

平成24年10月：米子市教育振興基本計画の策定

※「基本構想（～R3）」・「基本施策（～H28）」の2部構成

平成27年10月：総合教育会議において米子市教育進行基本計画をもって大綱に代えることとした。

平成29年 6月：平成29年2月の「後期基本施策（～R3）」制定後に開催した総合教育会議において、当該施策期間中は本計画をもって大綱にかえることとした。

（参考）今後の大綱検討スケジュール

令和3年10月22日：令和3年度第1回総合教育会議における骨子の検討

令和4年2月（予定）：令和3年度第2回総合教育会議における成案の提示

（参考）教育振興基本計画のスケジュール

令和3年10月22日：令和3年度第1回総合教育会議における素案の検討

令和3年11月（予定）：議会における素案の説明・パブリックコメントの実施

（参考）近隣他市の策定状況

市町村名	大綱と振興計画との関連	計画期間	備考
鳥取市	別々に策定	R3～R7	R3.5 第2期策定
倉吉市	別々に策定	R3～R7	R3.5 策定
境港市	同一	H30～R3	教育に関する大綱を振興基本計画としても位置付け
安来市	大綱のみ策定	R2～R7	
松江市	大綱のみ策定	H30～R3	総合計画の教育分野についての大綱として策定
出雲市	別々に策定	H29～R3	

※令和元年9月時点において、全国1718市町村において1160市町村（67.5%）が新規に教育大綱を策定、546市町村（31.8%）が既存の教育振興基本計画等をもって大綱と代えている。

「文部科学省 新教育委員会制度への移行に関する調査（令和元年9月1日現在）より」